主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人白井正明の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年四月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶